

数量総括表

業務名	川内港海岸耐震対策耐震性能照査(川内B地区)業務委託				業 種 項 目	港湾設計等業務 設計業務	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
設計業務			式		1		
基本設計			式		1		
基本設計			式		1		
設計計画			式		1		
資料収集・整理			式		1		
設計条件			式		1		
耐震性能照査(詳細照査)			式		1		
成果			式		1		
協議・報告			式		1		
照査			式		1		
直接経費			式		1		

数量総括表

業務名	川内港海岸耐震対策耐震性能照査(川内B地区)業務委託				業 種 項 目	港湾設計等業務 設計業務	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
直接経費		式		1			
事務用品費		式		1			
業務成果品費		式		1			
旅費		式		1			
直接原価（その他原価除く）		式		1			
その他原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
業務価格		式		1			

電子縦覧対象業務委託

令和 8 年度

業務番号 耐委 第 70-2-1 号

川内港海岸耐震対策耐震性能照査(川内B地区)業務委託

特 記 仕 様 書

青森県むつ市川内町川内 地内

青森県下北県土整備事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日

2. 履行期限 令和 9 年 3 月 2 5 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、3 回とする。設計業務の主要な区切りは、調査員と協議とする。

なお、設計業務着手時及び設計業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 設 計 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

繰委第 1 号 青森県港湾海岸耐震対策（耐震性能照査）業務委託

繰委第 3 号 青森県港湾海岸耐震対策（耐震性能照査）業務委託

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

別紙内訳書の通りとする。

その他、別添仕様書に基づき施工すること。

第2条 B I M / C I M の活用について

(受注者希望型) ※発注者指定型以外対象

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業における B I M / C I M 活用実施要領」に基づき、受注者の希望により 3 次元モデルを活用できるものとする。

3 次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第3条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月 1 5 日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(青森県リサイクル製品認定制度) 第

9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。

- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

＜整備企画課 HP＞<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 ＜整備企画課HP＞

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第1条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM) 2...部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む) 1...部

2. その他

(1) 現地調査写真集 部 (報告書電子媒体に含む)

.....
.....
.....
.....
.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書	設計図書で定められている 場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡 部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後段階の設計において 一層の生産性向上の検討の 余地が残されている場合	1	1209 条

川内港海岸耐震対策性能照査（川内 B 地区）業務委託 仕様書項目

1. 業務目的

本業務は、青森県が管理する港湾海岸のうち、川内港海岸（川内 B 地区）における海岸保全施設（堤防および護岸）について、過年度で行われた、「青森県港湾海岸耐震対策（耐震性能照査）」（以下、簡易調査）において、地震被害の発生しやすい区間（施設）を選定したものについて、再照査を行い、対策工が必要となる箇所を改めて選定する。

当該施設は海岸保全施設および港湾海岸施設であるため、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説 平成 30 年 8 月」を基に耐震性能照査を実施する。上記基準の p. 1-2 に、「性能設計における「照査法」は「信頼性設計法」を用いることが一般的である」との記載がある。

本業務において、当該施設は港湾海岸施設であり、「信頼性設計法」は港湾施設において一般的に使用・確立されているため、耐震性能照査の具体的な照査方法は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説 平成 30 年 5 月」を基に実施する。

なお、対象施設は以下である。（図面のとおり。）

- ・ 川内港：埋立護岸（B-5-7）、環境護岸（B-5-11）

2. 業務内容

(1) 設計計画

業務の目的及び内容を十分に理解したうえで、業務の実施計画・手順及び必要な準備等を整理した業務計画書を作成する。

(2) 資料収集整理

業務を遂行するために必要となる既存資料を収集する。過年度報告書（簡易調査）、および既存土質調査報告書等を想定しているが、不足する情報等がある場合はその情報を整理し、既存データを補足する追加調査計画を別途立案する。

(3) 設計条件の設定

耐震性能照査を実施するために必要な設計条件の設定を行う。なお、設定にあたって、各施設の設計審査表などの設計当初の値が無い場合は、適宜「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成 30 年 5 月）」を参考とする。

- ① 利用・自然条件設定
- ② 土質資料整理解析

なお、②で行う土質資料整理解析は別途発注業務にて行うものであり、解析実施の際は監督員と協議・調整の上行うこと。

(4) 液状化判定

各対象施設背後の標準貫入試験を基に、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成 30 年 5 月）」に示されている粒度・N 値法による液状化の判定を施設ごとに行う。

(5) 照査用震度の算定

レベル 1 地震動時の耐震性能照査を実施するにあたって、施設ごとに照査用震度を算定する。算定にあたっては、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成 30 年 5 月）」に準拠する。なお、地震動にあたっては「簡易調査」で設定したものを使用する。

(6) 耐震性能照査の実施（レベル 1 地震動）

レベル 1 地震動に対する耐震性能照査を実施する。耐震性能照査は、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説 平成 30 年 8 月」に従い、震度法とする。

（※安定計算は、常時、地震時、基礎地盤の支持力、円弧滑りの検討を行う）

(7) 耐震性能照査の実施（設計津波を生じさせる地震動）

設計津波を生じさせる地震の地震動に対する耐震性能照査を実施する。耐震性能照査は、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説 平成 30 年 8 月」に従い、「設計津波を生じさせる地震動に対して生じる被害が軽微であり、かつ、地震後に来襲する津波に対して所要の構造の安全を確保するとともに海岸保全施設の機能を損なわないものとする。」の要求を満たすものとする。ここで、「海岸堤防（盛土を含む構造）の耐震性能照査に関する技術資料（国土技術政策総合研究所資料 No. 977）平成 29 年 7 月」より、広域地盤沈下量を考慮した地震後の堤体天端高が設計津波高よりも高ければ耐震性能ありと判断する。

なお、「簡易調査」にて必要天端高を満足しなかったケースについては、有限要素法を考慮した FLIP にて照査を行う。

地震動にあたっては「簡易調査」で設定したものを使用する。

(8) 報告書作成

以上の業務内容を要領よくまとめ、報告書を作成する。

(9) 打合せ協議

設計法、設計計算等の打ち合わせ・報告を行う。

(10) 照査

業務内容の一切の照査を行う。

適用基準について

業務にあたっては以下の基準に基づくこと。なお、以下の基準に記載のない項目については、調査員に協議すること。

海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成 30 年 8 月）

港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成 30 年 5 月、改定版）

港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン（平成 30 年 6 月）

(参考)想定業務フロー

